

初期医療利用組合の諸相(中)

青 木 郁 夫

目次

はじめに

I 医療利用組合の発展過程

(1) 素描

(2) 機関紙誌名の変遷からみた発展段階

II 初期医療利用組合の概況

(1) 医療利用組合誕生の歴史的諸条件

(2) 初期医療利用組合の評価をめぐって

III 初期医療利用組合の諸相

(1) 嚆矢、原点としての青原組合

(以上、第24巻第2号)

(2) 小作争議地での医療事業——船穂組合

(3) 養蚕・製糸家による医療事業

——番木組合富田館(以上、本号)

(4) 土地会社と医療事業——神野新田組合

(5) 特別表彰組合の医療事業——発志院組合

おわりに

III 初期医療利用組合の諸相(承前)

(2) 小作争議地での医療事業——船穂組合

船穂とは 倉敷、西阿知を過ぎ、なおも西へ向かう旧国鉄山陽本線は、高梁川の小高い堤を越える。間もなく、右手の車窓から「㊦ぶどう」と大書した看板を掲げた船穂町農協がみえる。マスカット・オブ・アレキサンドリアの主産地として名高い船穂(現岡山県浅口郡船穂町)。ここで『正史』上二番目の医療利用組合が生まれた。1922(大正11年)のことである。1921年9月に竣工した、当時船穂信購販組合事務所は、いまでも町農協の脇に残っている。

船穂の地は「高梁川の清流の西岸に平和の鳥が羽ばたくような形の沃土」⁽⁸²⁾、「四百年前に

開墾せられたる肥沃なる平野」⁽⁸³⁾ であるとはいえ、「大正十年度船穂村現勢の歌」によれば、「戸数は千百余戸ありて／人口六千二百人／田畑宅地の反別は六百二十有余町」⁽⁸⁴⁾ であり、農業経営規模はまさに零細であった。さらに、いくたの水害をもたらした東西二流の高梁川を一本化する大改修工事が18年の歳月をかけて1925年竣工するが、これにともなって柳井原は貯水池化し、町南部は河川敷化し、広大な美田が失われ住居の移転を迫られた⁽⁸⁵⁾。こうして、一戸当たり平均耕地面積は約五反歩にすぎなくなり、米・麦などの農業生産だけでは到底生活しえない状態であった。因みに、1930(昭和5)年の職業別戸数はおおよそ農業750戸、商業150戸、工業50戸、諸業50戸、計1,050戸、人口6,500人であった⁽⁸⁶⁾。

そのため、早くから「米と繭」のみに依存しない農業経営を指向せざるをえなかった。それは一方で商品作物生産(葡萄、梨、桃などの園芸作物、除虫菊、薄荷などの工芸作物)の開発にむかい、他方で足袋や特産品である繭を加工する農村工業＝農家副業を展開させることとなった(第11表)。産業組合も、融資、原材料購買、製品販売、加工機利用と四種兼営の機能をフルに活用し、農家副業の振興に努め、優良組合として全国にその名は知られた⁽⁸⁷⁾。

副業にも当然のこととして盛衰があった。足袋は早くから船穂での工業の首座を占めてきたが、1920年の戦後恐慌、需要の減退によって大打撃を受けた。この急場を切り拓いたのは、産業組合が中軸となった繭草を用いた花蒔生産であった。しかし、これとても輸出商品として

第11表 船穂村主要生産物生産状況(1929年)

| 種 類 | 植付町歩 | 数 量 | 金 額 (円) | 摘 要 |
|-------|------|--------|---------|-----------------|
| 玄 米 | 350 | 6,200 | 173,600 | |
| 麦 類 | 250 | 4,000 | 48,000 | |
| 特用農産物 | 99 | | 29,700 | 薤, 大根, 牛蒡, 豌豆等 |
| 園芸作物 | 20 | | 15,000 | 葡萄, 梨, 桃等 |
| 工芸産物 | 50 | | 15,000 | 除虫菊, 薄荷等 |
| 蘭 | 30 | 72,000 | 51,000 | 蘭は本村振興の本源たる産物たり |
| 林産物 | 3 | | 3,000 | 筍等 |
| 養 蚕 | | | 40,000 | |
| 工産物 | | | 800,000 | 足袋40万円, 花菱40万円 |

(出所) 堤 廣一「経営 有限責任船穂信用購買販売利用組合」『産業組合』1931年11月。

1930年代の国際的経済変動の荒波をもろにかぶらざるをえなかった。尚、現在船穂が各種葡萄を中心とする果樹生産で全国的な地位を占めることになる基礎が築かれたのも、この1920年代以降の時期であった⁽⁸⁸⁾。

小作争議, 米騒動, 農民運動 栗原百寿が「岡山県農民運動の史的分析」によって明らかにしたように、岡山県備南地方は小作争議の先進地帯であった⁽⁸⁹⁾。船穂もまた例外でなく、明治10年代より小作条件変更をめぐるくりかえし激烈な闘争がなされてきた。そのため、県内務部『小作争議ノ沿革及現況』(1924年)は「同村ハ今尚地主小作人間ニ円満ヲ欠キ、屢々争議ヲ惹起シ洵ニ寒心ニ堪エザル状態ニアリ」⁽⁹⁰⁾と述べている。

1918年の米騒動においても、騒動形態として「示威、襲撃」型に分類されるものが、鷄尾部落でおきている。鷄尾部落ではそれ以前より、小作料値上げ、小作地とりあげをめぐる、地主・親類縁者と小作人団体が抗争をくりかえしてきていた⁽⁹¹⁾。米騒動もこの地主-小作間抗争の延長線に位置付けることができるが、米騒動が小作争議と関連したという点では他にない「特異な性格」⁽⁹²⁾を有していたといえる。

小作争議は、米騒動、1920年戦後恐慌をそれぞれ社会的、経済的画期とし⁽⁹³⁾、さらに22年の日本農民組合創設を運動組織上の画期として、量的にも質的にも本格化していく。船穂においても小作、自小作のほぼ総べてを組織する日農

支部がつくられ、青年部も結成された。船穂支部は1927(昭和2)年末で組合員数222名と県下で二番目(組合員数が3桁なのは3支部のみ)の規模であり、青年部においては県下青年部319名中120名を占めるほどで、県下でも有数の支部であった。農民組合は政治方面においても、「無産政党組織岡山県協議会」の中心メンバーとして活躍しただけでなく、地方議会へも積極的進出をはかった。1925年の県下町村議会議員選挙でも組合を基礎に選挙戦を闘った。船穂支部は議員定数18に対して6名を立候補させ、全員当選をかちとっている⁽⁹⁴⁾。地主側も23年船穂地主会、船穂土地管理組合を結成して、これに対抗した。

船穂産業組合が医療事業を開始した1922年前後の小作争議は第12表のように、毎年のように村内いづれかの地区でおきている。しかも、大正末から昭和初頭にかけての「小作争議の波は急速に低落」⁽⁹⁵⁾していった時期にも、船穂を中心とする浅口郡一体では激しい闘争がくりひろげられた。1927年10月船穂においては、地主26名が全村の小作人300戸を対象に75町歩にわたり立毛差し押さえを強行したのを契機に、両者間の対立は激化した。日農支部は小作人組合と共同闘争委員会を組織するなどして闘い、勝利を収めている⁽⁹⁶⁾この闘いは共産党の合法機関紙『無産者新聞』でも三回(27年10月25日、11月1日、11月6日)にわたって報道された。

この争議の調停においては産業組合が仲立ち

第12表 小作争議一覽

| | | | | | |
|--------------------|-----------------|--|-----------------------------|----------------------|-------------------|
| 発 生 年 月 日 | 大正 10.12. 9 | " 12. 4. 8 | " 12. 4.14 | " 13. 2.25 | " 13. 1. 2 |
| 終りの年月日 | " 11. 3. 7 | " 5.23 | | | " 14. 4. 8 |
| 争 議 の 場 所 | 船穂村大字船穂字 中新田 | " 村大字船穂 大字水江 | " 村大字柳井 原 | " 村大字船穂 | " 村大字(柳 井原を除く) |
| 参 加 人 員 | 地 主 | 30 | 15 | 8 | 40 |
| | 小作人 | 60 | 300 | 80 | 270 |
| 関係地種 | 田 | 35町0 | 150.0 | 150.0 | 1,000.0 |
| 類 反 別 | 畑 | 10.0 | | 15.0 | |
| 発 生 の 原 因 | 作柄不況 | 物価騰貴収支不償 | | | |
| 要求事項と内容 | 小作料減額 | 永久小作米相当減額 | 小作地が貯水池に買収せられたため小作料納入の必要がない | 小作料高率収支不償永久小作料3割5分減額 | 旱害小作料減額 |
| 土 地 返 還 申 出 有 無 | | | | | |
| 結 果 | 小作料2割減額 | 耕地整理の施行起工に至る間小作料の1割5分減額、込米の廃止奨励米合格赤3に付1升乙以上は2升5合まで増加すること | 11年度小作小作米5割減額、12年度小作料全免 | | 当年限り当5分~1割3分減 |
| 小 作 組 合 と の 関 係 | | | | 農民組合 | 農民組合支部 |

(資料)『岡山県郡治誌』1938年
(出所)『船穂町誌』229ページ。

をし、前年度納米については組合が依託取り立てを行なっている。さらに、これを記念する行事が組合事務所において地主、小作、県小作官、組合主事、警察署長らを招いて行なわれた⁽⁹⁷⁾。そのため、産業組合の『昭和二年度事業報告書』は「本年ノ小作争議ハ漸次深刻ヲ加ヘ信用部ニ及ボス影響ハ其額僅クニ止マルモ其ノ精神界ニ及ボス印象ハ微妙ナルモノアルヲ患ヘタリシモ幸ニ官界ノ適確ナル指示ト村内有力者ノ斡旋ハ双方和解シテ何等痕跡ヲ止メズ」としている。しかし、産業組合は争議に対して決して中立ではありえなかった。産業組合の組織状況は1930年で組合員数965人、全戸数に対して9割2分の組織率であり、争議関係者の大半を抱えこんだ組織構成が「協調機関」の役割を形式上果たしたにすぎない。しかのみならず、『事業報告書』の言にもかかわらず、小作争議はその後も絶え間なく続き、34年11月岡山地方裁判所調停委員会の調停によってようやく一応の終結をみ

た⁽⁹⁸⁾。

産業組合の沿革 すでに、小作争議に果たした産業組合の役割などについて触れたが、ここで産業組合の沿革をたどり、船穂経済における位置や組合がめざしたことを確認しておこう。

船穂信購販組合が1909(明治42)年12月組合員110名をもって設立された当時、船穂村は「田野広潤工業発達し鉄道発達し線路に沿ひ流行を追ふて風尚を變するの嫌ひなきにあらざり収入は比較上潤沢にして共同緝睦の觀念に乏しく風俗惇朴なりと云ふを得ず」⁽⁹⁹⁾ という状態であった。こうしたなかで産業組合は信用事業を中心とする経済活動⁽¹⁰⁰⁾を通じて人心を収攬し、もって「村治の発達」に寄与することを期した。設立および初期の困難な時期を切り拓き、事業を伸張させ、組合の拡大、発展の中核となって働いたのは、在郷軍人等であった。専務理事、組合長に就いた中桐喜八は、在郷軍人会会長でもあった。因みに、中桐は28年12月から29年4

第13表 船穂組合の組員数, 出資金, 事業推移

| 年 | 組員数 | 払出資額 | 貯金 | 購売額 | 販売額 | 利用額 |
|---------|-----|--------|---------|---------|---------|--------|
| | 人 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1911 | 111 | 133 | — | — | — | |
| 1913 | 350 | 1,127 | 5,548 | 22,872 | 7,415 | |
| 1915 | 560 | 2,787 | 20,323 | 35,782 | 8,520 | |
| 1917 | 672 | 4,914 | 70,663 | 62,217 | 33,250 | |
| 1919 | 794 | 6,980 | 174,397 | 196,147 | 82,054 | |
| 1921 | 872 | 8,613 | 285,423 | 161,494 | 197,172 | 1,319 |
| 1923 | 910 | 9,645 | 393,111 | 196,581 | 250,139 | 11,195 |
| 1925 | 937 | 12,317 | 374,012 | 204,015 | 306,651 | 21,667 |
| 1927 | 951 | 15,188 | 427,980 | 165,566 | 345,875 | 31,604 |
| 1929 | 964 | 17,615 | 420,875 | 179,995 | 321,613 | 13,516 |
| 1931 | 968 | 19,268 | 350,345 | 91,173 | 137,507 | 12,445 |
| 1933(a) | 868 | 18,741 | 405,664 | 53,557 | 194,101 | 10,430 |

(注) (a) 1933年に組織変更がなされ、有限責任を保証責任にあらためるとともに村外移住組員を処分するなどの組織整理がなされた。

(資料) 『事蹟』(1925年, 訂正5版), 『事業報告書』各年版より作成。

月および33年6月から36年4月の間村長にもなっている。彼らは「軍人精神」を発揮し、無理解、中傷をのりこえ、断固として自らの信ずる道を進んだ。

産業組合は急速にそして確実に成長していくが、事業内容としてはやはり副業に関わることに特色があった(第13表)。すでに1916(大正5)年に糸取工場を設け花菱経糸を供給してきていたが、副業とりわけ花菱生産に関わる事業が大きく展開されるようになるのは、先に述べたように1920年恐慌によって副業の一方の柱であった足袋製造が大打撃をうけたためであった。1921年には捺染工場を設けている。また、競売会、部落検査、倉庫掛の設置のほか、副業生産組合創設をも勧奨している。副業をめぐる信用(融資、貯蓄)、購買(経糸)、販売(藪、花菱)、利用(捺染、機械技師)の各事業が「連鎖の関係」をもち、「組員ノ福利ヲ進メ産業ヲ興シ村勢ヲ向上」⁽¹⁰¹⁾することに尽力した。

利用事業としては精米工場が1918年から、医療事業は1922年より事業を開始している。

さて、「村治の発達」に寄与するという点では、1926年4月に納税貯蓄を開始し、納税の容易化と徴税費用の削減をはかっている⁽¹⁰²⁾。それ以上に重要なのは、小作争議への産業組合の

一種の「協調機関」としての関与であろう。このことはすでに触れたのでくりかえさない。小作争議との関連で見過ごしてはならないのは、自作農創設である。『事業報告書』に自作農創設が産業組合の「最終目的」とあるという文言がみえ始めるのは、小作争議激しかりし1926年であった。この自作農創設についても船穂的特色があった。それは「本業農業以外副業ヲ奨励シテ農家ノ収入ヲ増殖シテ生活向上ノ進運ヲ援護シ以テ現下ニ於ケル吃緊ノ目的タル自作農ヲ企図スルハ吾産業組合ノ正ニ努ムベキ最大要件ノ一タリ」(傍点…青木)に端的にあらわされている⁽¹⁰³⁾。

さらに、文化施設や購買館建設(共同理髪、共同浴場、簡易食堂、娯楽場)、消費組合事業を行ない「独立自主ノ精神ヲ發揮シ経懣苟偷ノ念ヲ一掃」することも考えられた⁽¹⁰⁴⁾。そして、将来の計画のひとつとして「植林の計画をなして富源を涵養し将来無税の村たらしむ」を考えていたことも指摘しておこう⁽¹⁰⁵⁾。これらの事業については現実のものとならなかったが。

いづれにせよ、これらの事業においては「労働者を保護し併せて資本家の権利を確保する」ことが「時勢を救済する最善の方策」⁽¹⁰⁶⁾であるというのが産業組合指導層の基本的認識であ

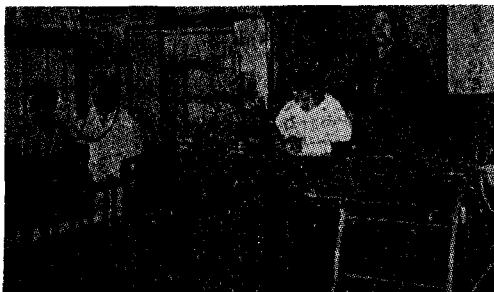
った。

1930年代は恐慌の荒波に翻弄され、破産という憂き目をみざるをえなかった。それは副業の主体で輸出商品であった花菱事業の危機、そして「旧債の整理」が進捗しなかったためとみられる。

医療事業の概要⁽¹⁰⁷⁾ 医療事業は1922(大正11)年4月に開始された。それ以前は患者がでた場合には他村に医師を迎えにいかざるをえない状態であり、「村内ニ於ケル診療事業ノ欠如セルハ経済及文化ノ発達ニ支障ヲ及ボスコト尠少ナラザル」⁽¹⁰⁸⁾と認識されていた。さらにこの前後の時期には、全国的にも、岡山県下でも、そして船穂においても、コレラ、腸チフス、赤痢、スペイン風邪と悪疫が猖獗を極め⁽¹⁰⁹⁾、医療機関の欠如は人々の不安をいやがうえにも高めたであろうと考えられる。

医療事業の目的について船穂組合の「医薬公営規定」は、「社会民衆の為医薬を敏速快活に供給し安価に其不幸を救済慰藉し共存同栄の主義を發揮すること」⁽¹¹⁰⁾と述べており、さらに医療事業が公益的性格を有していることから、「組合員ノ満足ヲ買ヒ牽キテ組合外ニモ感化ヲ及ボス」⁽¹¹¹⁾ことが期待された。医療事業を開始したこの年、中央会主事の千石興太郎が船穂を訪れている⁽¹¹²⁾。四種兼営組合が医療事業にも足を踏みだし「産業組合主義」を実践している例として、千石は大いに興味と関心をもち、督励に努めたことであろう。

診療所の経営は、初期には、組合が医院を設備し⁽¹¹³⁾、医療用具を提供し、薬価の徴収にあ



船穂信用購買販売利用組合の医院診察室
(出所)『産業組合』1931年11月号。

たるのに対して、医師は薬局調剤手、助手、看護婦の費用は自分持ちであった。組合は医師に対して、薬価から5歩の手数料を差し引いた残余を給料として支給していた。しかし、1926年12月からは「全然組合経営ニ転ジ」⁽¹¹⁴⁾、医師、看護婦、事務員の総べては月給制となった。ところが1931年11月の『産業組合』誌上での堤の報告では、この点は旧に復している。

医療費は、診察料は無料、薬価は郡医師会規定料金の1割5歩引きであり、さらに組合事務員ならびに組合関係者は2割引き、貧困な家庭は2割引き、薬価が高額となる場合には割引や分納が認められた⁽¹¹⁵⁾。また『事業報告書』で確認できるのは1930年からであるが、3月6日の産業組合デーには無料診療、無料投薬も行なわれた。そのため、組合員は安価にして迅速に診療をうけることができ、医療事業は衛生健康上裨益するところ大であった。一方郡医師会は規定料金の問題からであろうか、内容は詳らかではないが、組合に抗議を行ない診療規定を改めさせている。一種の反産運動であった⁽¹¹⁶⁾。

次ぎに医療収支の状況を見てみよう。それを利用人員の推移とあわせて、第14表に示した。これをみるかぎりでは、赤字を計上したのは23年と29年の2年にすぎない。黒字規模がわずかであった年も25年と33年の2年で、あとの年は順調な経営状態にあったといえよう。このうち29年は、当時のKa医師が4・5月と怠業したため患者が激減したこと、次ぎのN医師を7月に迎えたものの12月には退村してしまうという極めて「遺憾」な事態が続いたためである。これまで利用事業によって剰余を得ることを意図していたのではなく、「損益相償フノ程度ニ止メ」⁽¹¹⁷⁾ていたのであるが、この年の『事業報告書』には「社会的事業トシテ利益ヲ希図スルハ戒ムベシ」と記されており、この点を改めて確認している。このことは、先に青原組合の例でも触れたように、小規模な診療所であるだけに殊更に医師に人を得なければならないことを示している。幸いに船穂の場合には、N医師の後を襲ったKi医師が「円満ナル人格ト優秀

第14表 船穂信購販利組合 医療事業収支

(円、人)

| 年 | 医業収益 | 医業費用 | 収支 | 利用人員 |
|------|------------|-----------|-----------|---------------------|
| 1922 | 3805.760 | 3533.170 | 272.590 | 延 1,668人 |
| 1923 | 9071.333 | 9,080.495 | △ 9.162 | 延 3,186人 |
| 1924 | 7429.195 | 7,169.035 | 260.160 | 延 2,823人 |
| 1925 | 6,554.850 | 6,513.145 | 41.705 | 延 2,100人 |
| 1926 | 7979.095 | 7,262.197 | 716.898 | 延 7,829人 |
| 1927 | 7637.750 | 7,392.800 | 244.950 | 延 7,870人 |
| 1928 | 8,890.590 | 7,386.900 | 1,503.690 | 延 7,698人 |
| 1929 | 7,018.170 | 7,652.850 | △ 634.680 | 延 5,356人 |
| 1930 | 10,068.320 | 9,623.340 | 444.980 | 延 8,415人 |
| 1931 | 10,319.530 | 9,989.790 | 329.740 | 延 8,905人 |
| 1932 | 7771.420 | 7,557.740 | 213.680 | 延実 7,681人 1,112人 |
| 1933 | 8382.310 | 8352.970 | 29.340 | 延実 7,780人 1,301人 |
| 1934 | 7978.370 | 7,276.080 | 702.290 | 延実 5,965人 1,326人 |
| 1935 | 8,894.650 | 8,575.610 | 319.040 | 延実 8,336人 1,300人 |

(注) 1922年は4月15日から。

(資料) 各年『事業報告書』より作成。

卓越ナル技能⁽¹¹⁸⁾の持ち主であったため、村民との信頼関係を回復し、村経済が恐慌によって打撃を受けていた時期であったにもかかわらず、医療事業の安定を確保することができた。

「社会的施設」としての医療事業 医療事業の魁として船穂組合は全国的な注視を受けた。そして、医療事業を開設しようとする数多くの組合からの視察もあいついだ。そのかぎりにおいて、先駆的な役割を果たしたことは確かである。注(7)に示したように、医師一人による小規模診療所がもつ、組合員の保健医療ニーズを充足するうえでの限界性を指摘することはできよう。しかしながら、船穂組合の医療事業が医師の人格とあいまって、組合員の信頼をかちとりながら診療を展開しえたこと、経営的にも、信用事業を原因として倒産する時に到るまで、ほぼ安定的に推移しえたことは評価すべきであろう。なお、組合自身もけって小規模診療所に

とどまるつもりはなく、医療事業の利益などを「医院建設積立金」として積み立て病院を建設する意向であったことを付け加えておこう⁽¹¹⁹⁾。

船穂組合の『事業報告書』を読みすすんでいくと、医療事業を「社会的施設」、「社会的事業」として位置づける文言にしばしばであらう。これは医療事業を「社会的共同消費」のひとつとして了解していたことを示すと同時に、小作争議地船穂においては別の政策的意味もそこに込められていたとみてよい。それは、購買事業や利用事業、とりわけ医療などの社会事業の利用事業の展開によって自小作、小作貧農を産業組合に結集、統合化し、それによって産業組合を一種の「協調機関」として「農村平和」の中軸にすえようとすることを意味していた。船穂組合が1927年の小作争議調停時に、自ら果たした役割を自讃したうえで、各種の購買・利用事業や消費組合事業の展開の必要性を強調したのはま

さにこのためであったといつてよいであろう。しかしながら、1930年代半ばまで小作争議が続いた船穂の現実からは、医療利用事業などが協調機能を十分に果たしたか否かといえ、それを肯定することはできないであろう。

(付記) 船穂組合に関する調査および資料収集に際して、元船穂町農業協同組合参事、現船穂町教育委員の柴田享一氏に大変御世話になったことに御礼申しあげる。

(3) 養蚕・製糸家による医療事業——喬木組合富田館

喬木とは 大天竜とともにある伊那谷は、木曾路と同じく、すべて山のなか。下伊那の中心都市飯田から東方へ天竜川を渡ると喬木村がある。天竜川の河岸段丘に展開するこの村の東南部、富田地区は深山の懷に抱かれている。「喬木村歌」は富田について「やがて深雪の城山に／家も富田の冬ごもり……」と歌っている⁽¹²⁰⁾。「……地勢は丘陵溪谷が甚だ多く平坦地は大概肥沃であるが、山間部は瘦地が多く耕地はわずかな水田の外傾斜面の畑が大部分を占めている」⁽¹²¹⁾。

喬木村は1875(明治8)年の五ヶ村(阿島、小川、伊久間、富田、加々須)合併によって誕生した下伊那の大村で、旧村それぞれは位置する河岸段丘によって地質、農林業構造、交通事情が異なり、旧村の地域社会性は財産区などの設定も含めて、その後も色濃く残存した。また、明治初期の町村合併は、一面「政治的囲い込み運動」ともいわれ⁽¹²²⁾、部落有林統一の名のもとに、農村共同体の入会地、農民の入会権を収奪した。喬木村においても部落有林統一が権力

的になされたが、これに対して入会権の確保を求める農民運動、所有権の帰属をめぐる分村要求にまで及ぶほどの根深い地域間対立を残した。

喬木村の人口は1875年、1,049戸、5,258人から、1946年、1,867戸、10,430人まで、15年戦争期をのぞき、一貫して増大し続け、その後人口流出による減少がみられる。地区別の人口をみると、富田館の対象地域である富田、大和知、氏乗は、1930(昭和5)年で、村人口1,670戸、9,413人に対して、それぞれ274戸(16.4%)、1,523人(16.2%)、75戸(4.5%)、467人(5.0%)、106戸(6.3%)、594人(6.3%)で、計455戸(27.2%)、2,584人(27.5%)であった⁽¹²³⁾。就業構成を示す資料が手許にないが⁽¹²⁴⁾、「喬木村勢一覧(昭和四年四月一日現在)」によれば、農業戸数は1,326戸(総戸数1,669戸の79.4%)で、自作306戸(23.1%)、小作320戸(24.1%)、自小作700戸(52.8%)であり、耕地面積は田3,942反、畑4,107反(台帳面で)で、単純に平均すれば一戸あたり耕地面積は約6反(実際には田1.8反、畑3.5反、計5.3反)と、その経営の零細性は明らかである⁽¹²⁵⁾。

村の産業別生産額を一瞥すれば明らかなように、村経済はその8割近くが蚕糸業によって支えられている。蚕糸業関連を除けば、農産物生産額は28万円弱、工産物は10万円強にすぎない(第15、16、17表)。農業生産も明治初期ごろまでは米麦等主要食糧生産が主であったが、主要対外貿易品たる生糸生産が奨励されると急速に蚕糸業が興隆した。20世紀初頭には「全村養蚕家ト言ッテモ過言ニアラズ」⁽¹²⁶⁾という状況であった。

第15表 喬木村生産物総価額

(円)

| | 総 価 額 | 農 産 | 工 業 | 林 産 | 畜 産 | 水 産 | 備 考 |
|-------|-----------|-----------|-----------|--------|--------|--------|-----------|
| 1926年 | 2,512,064 | 1,134,363 | 1,328,133 | 14,268 | 9,095 | 26,205 | |
| 1927 | 2,154,476 | 884,385 | 1,214,680 | 23,564 | 11,741 | 20,106 | 蚕 繭 糸 |
| 1928 | 2,061,499 | 276,123 a | 1,096,813 | 21,425 | 9,461 | 30,525 | 1,590,245 |

(注) (a)資料記載どおり。

(資料) 喬木村勢一覧(昭和4年4月1日現在)

第16表 主要農産物 1928年

| 品目 | 作付反別 | 収穫高(石) | 価額(円) |
|-------|-------|--------|---------|
| 粳米 | 2,427 | 6,649 | 166,225 |
| 糯米 | 186 | 468 | 15,210 |
| 大麦 | 402 | 1,172 | 11,720 |
| 小麦 | 54 | 99 | 1,917 |
| 大豆 | 198 | 316 | 7,268 |
| 小豆 | 35 | 29 | 812 |
| アワ・ソバ | 74 | 95 | 2,268 |
| その他 | — | — | 70,703 |

(注) 尚、桑園として畑4,661反が利用されている。
(資料) 同上

第17表 主要工産物 1928年

| 品目 | 場数 | 製造高 | 価額 | 職工数 |
|------|----|----------|----------|------|
| 糸織物 | 3 | 11,010 | 995,047円 | 504人 |
| 染物 | 1 | 400反 | 4,150 | 4 |
| 傘 | 1 | — | 275 | 1 |
| 木竹製品 | 85 | 175,000本 | 78,750 | 360 |
| 瓦 | 26 | — | 20,400 | 26 |
| | 7 | — | 7,191 | 13 |

(資料) 同上

以上のように、喬木村の農業には、下伊那農業の特色である、①非農業人口が少ない（農家人口比率78%）、②食糧自給率が低い、③養蚕郷としての畑作経営比率が大きい（1929年喬木の桑園は全耕地の70%）⁽¹²⁷⁾、と同様の特色がみられる。地主制の地帯構造では「養蚕型」に属するが、その一特徴としての「米と繭の緊密」な関係は天竜川の下位河岸段丘ではみられたとしても、他地域では圧倒的な蚕糸業への傾斜がみられる。そのため、輸出商品たる生糸の海外とりわけ米国での市況が、まともに村経済を左右した。また、30年代の大恐慌と戦争によって強いられた農業構造の転換、多角的農業経営への移行も容易ではなかった。

蚕糸業と組合製糸 下伊那の製糸業を特徴付けるのは、組合製糸の設備釜数が多く、その組織率が7割をこえていたことである。これは諏訪を中心とする北信地方が「片倉」に代表される営業製糸によって支配されていたのと好対照をなしていた。

組合製糸は、産業組合法上の販売組合に属し、組合員が生産した生糸もしくは繭に加工し、もしくは加工せず販売するものをいう。喬木組合富田館もこれで、後に分離する龍東館とともに産業組合を設立した際には、「喬木生糸販売組合」であった。

組合製糸事業の一般的内容は上に記したとおりであるが、これは蚕糸業における蚕種、養蚕、製糸という分業の一形態であり、分業の進展および組合員たる養蚕家・製糸家と組合事業との関連で、そこにはいくつかの型——組合製糸の発展段階ともいえる——をみいだすことができる。この点の詳細は他書に譲るが、上下伊那両郡に発達した伊那式と呼ばれるものの特徴は「組合員各自の産繭を、一定鑑別の下に分類した後、全部を混合し、雇用労働者をして繰糸せしめ、生糸売上金は提供せる原料繭の品位と、数量とによりて、支払う事となせるものにして、所謂原料受け付け制度と称するもの」である⁽¹²⁸⁾。すなわち、組合員は供繭をし、組合は製糸を行なう、しかも両者の労働力は分離され、分業化されている。この方式においては組合員の産繭量のより多くの割合を供繭統制することができる。1927年の数字で下伊那郡全体で85%を供繭させているが、『長野県産業組合要覧』によって各組合ごとの状況を見ると、下伊那郡では組合員の産繭量総べてを供繭させる全額供繭の組合が数多くある。喬木組合の場合も全額供繭であった。

下伊那において組合製糸の形成がすすむのは第一次大戦前後であった。これは、大戦中の蚕糸業の好景気と戦後恐慌による不景気の両時期において営業製糸の支配に対抗してのことであった⁽¹²⁹⁾。つまり、下伊那では製糸工業の発達が不十分であり、交通不便で産繭販売が困難であったため、営業製糸によって壟断されていたことが背景となっていた。また、国はすでに1906（明治39）年農商務省、訓令43号によって、蚕糸業が重要な産業でありながら、経済組織が劣弱であるから、中小養蚕者が共同して組合製糸を設立することを奨励し、地方もこの指導に

あたることを命じていた。長野県でも、産業組合中央会長野支会が1914年に「生糸販売組合講習会」を開催し、その設立を促した⁽¹³⁰⁾。

各組合製糸は経営規模が小さく、経営に人を得ることが難しく、苦難を強いられることも多々みられた。そのため、「連合会」形成により経営の安定を求める声は強まった。上伊那の龍水社に続いて、下伊那でも1920年に「連合体・南龍社」を基礎に、下伊那生糸販売組合連合会伊那社が発足した。郡は1920、21の両年度その育成のために補助金を支出している⁽¹³¹⁾。伊那社は1934年下伊那郡生糸販売購買利用組合連合会天竜社に改組され(富田館も単位組合として工場を廃止し、天竜社に供繭することとなった)、現下伊那郡生糸販売利用農業協同組合連合会天竜社へと連綿としてその歴史を刻んでいる。

喬木組合富田館の沿革 1917(大正6)年7月認可設立された喬木生糸販売組合も組合製糸であった。富田館はその富田工場を銘じていた。いま一つ龍東館は小川工場と呼ばれた。後1926年両館が分離し、誕生した喬木信販購利組合富田館の『沿革誌』をみるかぎり、事実上両者は独立して経営されていたことがわかる。

喬木における工場製糸の歴史は、阿島在の長谷川範七が小野組の援助をうけながら、座繰を器械繰へと転換した器械繰製糸工場を設立したことに始まる。長谷川は農商務省技官の援助を得て蚕種の改良にもとりくむなど、蚕糸業の発展に尽くし、下伊那および長野県の業界でも重きをなした⁽¹³²⁾。しかしながら、喬木での製糸業は曲折を経ながらもあまり発達したとはいえず、工場も小規模にとどまった。富田館設立前の1915年には釜数150の喬木館製糸所一ヶ所のみであった⁽¹³³⁾。したがって、喬木での蚕繭の大部分は北信地方などに移出されていたのである。また、絹織物もこの時期にはみるべきものがなかった。明治初期には富田では、裏地の「紅葉」として名を知られた「富田絹」の生産が盛んであったが、これも明治20年頃には衰退していった⁽¹³⁴⁾。

富田館設立の目的は、他の組合製糸と同様、「営業製糸依存を放棄養蚕家擁護」にあった⁽¹³⁵⁾。富田館の場合は、すでに記したように、組合員は全額供繭をなし、組合製糸工場がこれを加工した。したがって、蚕糸業が産業経済活動の大宗である喬木では、産業組合が地域経済を「統制」しうる位置についていたということができよう。1920年には組合区域内唯一の金融機関であった無尽講に代わるものとして信用事業を開始し、とりわけ肥料資金調達に寄与した。この年には肥料購買を中心とする購買事業が「中間者の不当利益を排除するために」⁽¹³⁶⁾開始され、組合名も喬木信販購利組合と改められている。こうして、産業組合による地域経済「統制」機能は一層強められた。

富田館設立の背景として、また1926年に龍東館と分離、独立——産業組合振興刷新運動が一村一組合をすすめていた時期にもかかわらず⁽¹³⁷⁾——した背景として、村内の旧村地区間対立があったように思われる。1917(大正6)年に村長より提案され議決された部落有林野財産統一問題が対立を助長した。財産統一は国の方針でもあった。喬木では各部落有土地を全部、無償、無条件で村に統合するというもので、小川、氏乗、大和知、大島などで入会権を奪われたものとして強い反対運動がおき⁽¹³⁸⁾、東京控訴院に提訴して争った。これは1939年の和解判決まで続いた。この間、1920年9月から1922年12月まで村長不在となり、村外から有給の村長を招かざるをえなかった⁽¹³⁹⁾。こうした地区対立が続くなかで、産業組合の「自治と経済統制」に果たす機能が重視されたとみられる。

ところが、組合製糸は工場設備をもつため、組合員の出資額は他産業組合に比べて高額であった。富田館の場合は創立時一口27円、20年一口45円、30年一口50円で、他産業組合の多くが一口10円、加入時1円を払込、以降は剰余金より払込んだのに比較して、その高額であったことがわかる。養蚕家の場合、米作農業経営に比して、反当たり現金収入が多く、それが組合製

糸の「中農的性格」を規定した⁽¹⁴⁰⁾。そのため、貧農層は容易に加入しえない状況があった。

下伊那地方では、こうした「中農の性質」が青年層における思想面からの運動を活発化させ、LYL 事件などにみられる社会主義運動の流れをかたちづかった。実践運動面では労働党南信支部員がおり、農民組合、喬南労働組合が存在した喬木、富田では、氏乗山共有林問題、1927年の霜害救済運動などが闘われた。27年は金融恐慌に霜害が加わり、養蚕家は大打撃をうけた。政府も救済施設をなしたが、富田で開かれた養蚕家救済村民大会では決議の一項目として「産業組合は無産農民の要求するだけの資金を融資し、その損失を国庫で補償する事」がとりあげられている⁽¹⁴¹⁾。こうした無産運動の圧力が、富田館が利用事業を展開し、購買事業部

門での生活物質購買統制を促進する要因となったとみられる⁽¹⁴²⁾。1926年に富田館は分離するにあたって利用事業を加え、組合名も喬木信販購利組合富田館となし、四種兼営組合となった(第18表)。ところが、長野県組合製糸は1928年の第七回大会決議には「……従来利用部ヲ付設シタルモノハ速ニ之ヲ廃止スルコト」⁽¹⁴³⁾とあり、経営の合理化を求めており、富田館の方向とは必ずしも一致していなかった。これには、組合地域の状況が影響しているといえるであろう。

医療事業の創始 喬木組合富田館が医療事業を開始したのは1922年5月であり、『沿革誌』は岡山県船穂組合と並んで「全国的の嚆矢」であると自讃している。富田の地は深き山あいの里であり、組合区域内で医院を開業する医師はい

第18表 富田館累年事業成績

| 年度 | 組合員数 | 払込 出資額 | 貯金 | 貸付金 | 販売額 | 購売品 売却額 | 利用料 | 剰余金 |
|------|------|-----------|---------|--------|---------|------------|-------|---------|
| | 人 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1917 | 242 | 2,115 | — | — | 133,493 | — | — | 632 |
| 18 | 254 | 10,039 | — | — | 190,405 | — | — | 1,473 |
| 19 | 265 | 14,842 | — | — | 307,141 | — | — | 2,393 |
| 20 | 261 | 20,460 | 5,738 | 10,775 | 150,225 | — | — | 2,820 |
| 21 | 272 | 26,440 | 17,489 | 11,101 | 206,306 | — | — | 3,760 |
| 22 | 273 | 32,810 | 33,092 | 9,289 | 239,121 | 2,209 | 2,665 | 4,669 |
| 23 | 275 | 39,004 | 48,954 | 16,157 | 233,917 | 24,273 | 2,547 | 3,795 |
| 24 | 283 | 42,648 | 65,834 | 18,455 | 290,193 | 29,209 | 2,666 | 5,030 |
| 25 | 293 | 44,042 | 103,184 | 11,461 | 371,916 | 42,908 | 2,642 | 5,277 |
| 26 | 305 | 45,279 | 111,263 | 22,820 | 298,939 | 48,018 | 4,672 | 4,816 |
| 27 | 324 | 46,614 | 108,312 | 29,027 | 248,894 | 46,540 | 3,811 | 4,539 |
| 28 | 331 | 48,430 | 106,774 | 32,093 | 272,027 | 46,654 | 3,574 | 4,420 |
| 29 | 334 | 50,631 | 132,895 | 30,972 | 296,815 | 46,481 | 3,904 | 4,319 |
| 30 | 338 | 57,869 | 105,048 | 36,697 | 165,641 | 29,656 | 3,622 | 2,880 |
| 31 | 338 | 59,228 | 95,832 | 50,713 | 125,983 | 24,936 | 3,222 | — |
| 32 | 339 | 60,220 | 91,875 | 50,977 | 153,689 | 32,962 | 2,369 | 2,046 |
| 33 | 341 | 61,170 | 83,175 | 45,665 | 156,363 | 35,830 | 2,385 | 410 |
| 34 | 356 | 62,031 | 71,856 | 44,947 | 120,514 | 34,186 | 3,073 | 508 |
| 35 | 355 | 62,496 | 68,597 | 42,819 | 148,510 | 43,758 | 2,579 | 2,075 |
| 36 | 355 | 62,595 | 64,641 | 42,968 | 118,686 | 42,780 | 2,464 | 1,784 |
| 37 | 352 | 62,911 | 82,082 | 49,968 | 113,021 | 38,226 | 2,416 | 1,344 |
| 38 | 351 | 63,094 | 99,157 | 43,356 | 166,155 | 44,194 | 2,395 | △36,142 |
| 39 | 353 | 43,134 | 133,266 | 35,676 | 328,621 | 71,831 | 3,725 | 2,994 |

(資料) 喬木信販購利組合高田館『沿革誌』
△印は損失

なかった。そのため「人間生存の第一条件として最も尊き生命保護なるが故に貧富、高下、都鄙の別なく享受せられなくばならざる」⁽¹⁴⁴⁾ 医療が、医療費を支払う能力ある者に制限されていた。たとえ支払い能力ある者でも、救急の場合には医師の授療をうけることなく死亡することもあったであろう。飯田⁽¹⁴⁵⁾ などから医師の往診を容易にうけられない経済状態にあった一般組合員、「中産者以下に至っては実に悲惨な」⁽¹⁴⁶⁾ 状況におかれていた。

こうした状況のなかで行政の側では、明治12年公選制の郡医制度を設け、伝染病の予防・防疫にあたらせた(いつまで継続していたかは不明)。また明治41年には県が衛生組合規定を定め、清潔法、伝染病予防救済、種痘普及規約違反者の取り締まりなど、行政の下請け、相互監視の組織網を形成した。さらに、これを契機に衛生警察行政が厳格に執行されるようになった⁽¹⁴⁷⁾。しかしながら、医療機関が存在しないための不安と不便は如何ともしがたかった。1918年から19年のスペイン風邪の大流行にさいしては、部落が共同して医師を呼び、駕籠に乗せリレー式に患家を廻ったこともあったという⁽¹⁴⁸⁾。

こうした経験からも、「各人の自尊心と自力の結合に訴えた組織化せる保健運動」として、また「組合員の医療費の負担を軽減し合理的なる医療の社会化実現」を図るべく医療事業が創始されることとなった⁽¹⁴⁹⁾。

当時の設立手続きとして郡長を通して県知事



赴任当時の初代佐藤医師一家
(出所)『伊那』1985年3月号。

に認可申請をするわけだが、衛生行務を担当した警察の調査・認可をうける必要があった。県庁に保存されている「認可申請書」は、まさしくこの手続きを踏んでいる。この「申請書」は、医療事業を開始した当時喬木信販購組合が組合名に「利用」を加えずに経過しえた理由を明らかにする鍵を与えてくれる⁽¹⁵⁰⁾。医療事業は『沿革誌』にもあるように「利用部事業」として位置づけられ、「富田館診療所」として組合員・家族の医療にあたった。しかし、「申請書」は「富田工場衛生設備トシテ」、これまであった病室に加えて医務室を新築することの認可申請をしている。この「申請書」は、125名収容できる職工寄宿舎模様替えの認可申請もあわせてしている。つまり、「診療所」は職工のための工場付属医務室でもあったのであり、そのため「申請」は定款および組合名変更を必要とするような事業変更ではなく、設備変更でなされたのではないだろうか。

いづれにせよ、「申請書」の内容からしても医療事業が「工女の健康問題」に対処する「企業内福祉」の意味をあわせもっていたことは明らかであろう⁽¹⁵¹⁾。

医療事業の概要 富田館診療所は医師1名ながら診療科目として全科を標榜し、普通病室、特別病室あわせて三室を設備していた。

山間の僻地に医師を継続して招致することには困難が伴い、医師の転地にもなって診療を休止せざるを得ない事態におこまれた。幸い、富田館の場合は半年ならずして次ぎの医師を迎えることができたが、初代の佐藤医師(25年まで)は群馬から、二代木下医師(26年4月～33年4月)は地元龍江村から、三代大山医師(33年10月～)は群馬から招いている。その後、四代城田医師、五代熊谷医師(非常勤)と続いた⁽¹⁵²⁾。医師の対する給与は1925年で年間2,000円、年末手当800円であった。この額は、医師給与額がわかる1939年度「第七回全国医療利用組合及同連合会調査」の給与(諸手当を含む)2,190円とおおきな変化はない。1939年度で見ると他四種兼営組合の医師給与と比較して、若

干低めであった⁽¹⁵³⁾。

利用料は、他医療組合と同様、診察料は無料であった。薬価は特殊薬を除くほか散水薬各一日10銭を標準とし、あとは郡医師会規定料金から、設立当初は2割引きとされた。その後、34年には利用料を引き下げ、医師会規定料金の3割引きとしている⁽¹⁵⁴⁾。組合員は利用料を蘭代の仮渡金や貯金から組合を通して支払ったという⁽¹⁵⁵⁾。しかしながら、利用料未収金(遅延利

息はつかなかった)は相当額にのぼった。『第18年度報告書』(昭和9年度)の数字では、診療所利用料未収金は284件3,984円にのぼり、この年度の利用料収入2,845円をはるかに上回っている。因みに、この年度の医療部収入は157円余りの損失を計上した。

医療事業収支の全容は分からない。収入については『沿革誌』から知ることができる(第19表)。上記の1934年度の収支は赤であるが、常時欠損をだしていたわけではなく、1926年度には地元出身の木下医師が組合員と面識ある関係にあり、また医師の精励努力とによって顕著な成績をあげ、剰余金を一種の「利用配当」として利用料1円に対して4銭づつ特別配当している⁽¹⁵⁶⁾。

医療事業の目的は剰余金の獲得にあるのではなく、「組織化された保健運動」として、組合員の「保健衛生の思想向上」によってその健康度を高めることにあった。この「数字的に窮知出来ざる利益」⁽¹⁵⁷⁾の実現こそ最大の眼目であったといつてよいであろう。また、設立当初、医療事業が将来向かうべき方向として「往診料のみを徴し、無料投薬の法」⁽¹⁵⁸⁾を期していたことも付け加えておこう。こうした医療事業の在り方は、一般開業医、医師会と協調することを難しくした。そのため、昭和恐慌期に長野県内各地に医療組合運動が起こるや、医師は激しい反産運動をおこすこととなった⁽¹⁵⁹⁾。

さらに、富田館の医療事業の在り方を規定した要因として報徳社運動もあったように思われる。喬木村では小川と富田の両地区に報徳社が組織されていた⁽¹⁶⁰⁾。前出の「喬木村勢一覧」には小川報徳社のみが記録されているが、ここでは無料健康診断所を設け社会事業を行っていた。

富田館診療所は、産業組合が1942年に農業会に統合された後も存続し、敗戦後まで継続した⁽¹⁶¹⁾。このことは初期医療組合のなかでも稀な例であり、富田館診療所が先駆として全国各地からの問い合わせや視察をうけ、医療利用組合運動を導いたこと、そして協同組合による医

第19表 医療事業利用料収入推移

| 年度 | 利用料 | 備 考 |
|------|-----------|-----------------------------------|
| 1922 | 2664. 52 | |
| 23 | 2546. 82 | |
| 24 | 2666. 45 | |
| 25 | 2363. 10 | 佐藤医師群馬県へ帰郷。(a)前年比収入減。208.80万円の剰余。 |
| 26 | 4334. 18 | 4月より木下医師着任。剰余の配分。 |
| 27 | 3479. 17 | |
| 28 | 3297. 00 | |
| 29 | 3616. 74 | |
| 30 | 3298. 83 | |
| 31 | 3073. 41 | |
| 32 | 2297. 69 | |
| 33 | 2322. 52 | 4月木下医師東京へ転地。10月大山医師着任。この間休業。 |
| 34 | 2845. 35 | 利用料の引き下げ157.68円の損失(b) |
| 35 | 2223. 46 | |
| 36 | 1910. 79 | |
| 37 | 1760. 52 | |
| 38 | 1421. 10 | |
| 39 | 1754. 15 | |
| 40 | ? | |
| 41 | 2733. (c) | |

(資料) 喬木信販購利組合富田館『沿革誌』
 (a)産業組合中央会『利用組合に関する調査』
 (b)富田館『第18年度事業報告書』
 (c)産業組合中央会『第9回全国産業組合医療利用事業調査』

療として地域医療に果たした役割は特筆に値するであろう。

(付記) 喬木組合富田館についての調査および資料収集にあたっては、元村長木下俊一氏ならびに喬木歴史民俗資料館の黒川良一氏に大変御世話になった。記して感謝の意を表したい。

注

- (82) 『船穂町誌』, 1958年, 22ページ。
- (83) 堤 廣一「経営 有限責任船穂信用購買販売利用組合」『産業組合』1931年11月, 70ページ。
- (84) 『船穂町誌』, 535ページ。
- (85) 同上, 368ページ。高梁川の改修については『高梁川東西用水組合沿革誌』1929年に詳しい。
- (86) 堤, 前掲論文。また, 神立春樹「戦前期岡山県における 産業的地域編成」『岡山大学経済学会雑誌』, 第13巻1号, も参照。
- (87) 小平権一「農村副業を産業組合化せよ」産業組合宣伝叢書第三輯, 産業組合中央会, 1928年。
- (88) 船穂町園芸協会『◎園芸二十年の歩み』, 1972年, 参照。
- (89) 栗原百寿稿「岡山県農民運動の史的分析」『日本農民運動史』東洋経済新報社, 1961年。
- (90) 岡山県内務部『小作争議ノ沿革及現況』1924年。『岡山県史第二八巻政治・社会』に所収。679ページ。
- (91) 増島 宏「岡山県下の米騒動——農民運動との関連を中心に——」『社会労働研究』第7号, 1957年, 68-9ページ。
- (92) 井上 清, 渡部徹編『米騒動の研究』第三巻, 有斐閣, 1965年, 153ページ。
- (93) 『岡山県史第十一巻近代Ⅱ』1987年, 398ページ。
- (94) 岡山県内務部, 前掲書, 『岡山県史』第二八巻, 771ページ。
- (95) 栗原百寿, 前掲論文, 511ページ。
- (96) 全国 農民組合 岡山県 連合会編『全農岡山闘争史』土井書店, 1936年, 75ページ。
- (97) 「船穂の小作争議調停成立」『産業組合』1928年3月, 125ページ。
- (98) 『船穂町誌』231ページ。
- (99) 『有限責任船穂信用購買販売利用組合事蹟』1925年, 訂正5版(以下, 事蹟と略), 2ページ。
- (100) 1921年竣工した組合事務所の正面は, 「船穂信用組合」とされている。
- (101) 『大正十三年度事業報告書』10ページ。
- (102) 『大正十五, 昭和一年度事業報告書』8-9ページ。
- (103) 『昭和二年度事業報告書』7ページ。
- (104) 同上, 7ページ。
- (105) 『事蹟』3ページ。
- (106) 同上, 3ページ。
- (107) 守屋 茂『近代岡山県社会事業史』では, 医療組合については時局匡救医療事業にかかわるものに関しては記述があるが, 船穂組合については何らの言及もされていない。
- (108) 『大正十一年度事業報告書』6ページ。
- (109) 『岡山県史』第十一巻, 566-8ページ。『岡山県郡治誌』下巻, 1938年, 1778ページ。
- (110) 「岡山県船穂組合の医院利用事業」『産業組合』1923年4月, 24-5ページ。この規定のうち「社会民衆」という部分はその後改正され, 前掲の『事蹟』では「組合」とされている。この改正は一つは社会民衆という言い方が産業組合の規定にそぐわないということ, 二つは員外利用を可能にするかというけとられるためだと思われる。それにしても医薬公営規定ということにも同様のことがいえると思うのだが, この点は改定されていない。
- (111) 『大正十一年度事業報告書』6ページ。
- (112) 同上, 8ページ。尚, 「産業組合主義」という語は, 1931年の『事業報告書』から現れる。これは産業組合拡充運動との関わりであろう。
- (113) 医院とした家屋は当時村内一の家賃であった米屋呉服店を借りうけたものであったという。元船穂町農協参事柴田亨一氏からの聴き取りによる。
- (114) 船穂町農協所蔵の『事蹟』への手書きの書き入れによる。そのため「医薬公営規定」のうち, 先の医師への支払方法を定めた第7条は線で消されている。
- (115) 堤, 前掲論文, 78ページ。
- (116) 「岡山県船穂組合の医院利用事業」, 25ページ。
- (117) 『大正十一年度事業報告書』8ページ。
- (118) 『昭和五年度事業報告書』10ページ。
- (119) 産業組合中央会『利用組合に関する調査』1927年, 252ページ。『大正十五, 昭和一年度事業報告書』8ページ。
- (120) 『喬木村誌』1979年。
- (121) 下伊那農地改革協議会篇『下伊那に於ける農地改革』1950年, 476ページ。
- (122) 島, 宮本, 渡辺『町村合併と農村の変貌』1958年, 有斐閣, 4ページ。
- (123) 『喬木村誌』254ページ。
- (124) 1934年度の富田館組合員の職業別構成は, 農業326人, 商業13, 計339人(法人は除く)であった。『第18年度事業報告書』(昭和9年度)7ページ。
- (125) 農地改革前の状況については, 『下伊那に於ける農地改革』第34章喬木村に於ける農地改革, を

- 参照。また、下伊那における地主規模も小規模で、1920年代でみて、35町歩をこえるものはない。
- (126) 『喬木村誌』360ページ。
- (127) 下伊那生糸販売利用農業協同組合『協同の礎 伊那谷の天龍社 繭と絹の歴史』1984年、230ページ。下伊那農業の特徴については『下伊那に於ける農地改革』を参照。
- (128) 産業組合中央会『産業組合調査資料7 産業組合の経営する製糸事業』1925年、61ページ。この報告書は上田蚕糸専門学校の早川直瀬によって執筆されている。企業形態論の視点から、製糸業における各種企業、とりわけ組合製糸の性格を論じている。
- (129) 日本銀行調査局『産業組合製糸』（松本文局調査）、1929年、19ページ。
- (130) 天龍社『繭と絹の歴史』173-4、198ページ。
- (131) 同上、222ページ。
- (132) 長谷川範七翁顕彰会『下伊那蚕糸業発達史 付・長谷川範七伝』1952年、甲陽書房、参照。
- (133) 天龍社『繭と絹の歴史』、この資料によって、喬木における製糸工場の推移について、各種の調査をもとにたどることができる。
- (134) 『下伊那蚕糸業発達史』、148-51ページ。
- (135) 喬木信用販売 購買 利用 組合富田館『沿革誌』1941年、序、1ページ。
- (136) 同上、7ページ。
- (137) 『長野県政史』第二巻、1972年、134-5ページ。
- (138) この問題に関する経過は『喬木村誌』に詳しい。また、運動の側については、佐々木敏二『長野県下伊那社会主義運動史』1978年、信州白樺社、328-9ページ。
- (139) 『喬木村誌』123ページ。
- (140) 近藤康男「協同組合原論」『近藤康男著作集』第5巻所収、1974年、農村漁村文化協会、173-5ページ。
- (141) 『下伊那社会主義運動史』333ページ。喬木村は、1928年の第一回普選において、労農党候補藤森成吉に124票を投じた。これは、当時「大鹿ソビエト」の異名さえあった大鹿村（100票）をうわまわるものであり、下伊那では最高数であった。大鹿村産業組合は1935年に医療事業を開始している（第六回全国 医療利用組合及 連合会調査、16ページ）。喬木村では1929年の村会議員選挙において、労農同盟の小池 信が当選している。
- (142) 富田館『沿革誌』1926年の項では、消費物質購買を促している。『沿革誌』は各年度の事業報告書記載事項をまとめているようなので、おそらく上記のことも、当該年度報告書にでているものと思われる。
- (143) 天龍社『繭と絹の歴史』235ページ。
- (144) 富田館『沿革誌』48ページ。
- (145) 飯田町（当時）の医師の家に生まれた、古島敏雄の『田舎町の生活誌 子供たちの大正時代』1982年、平凡社は、同時代の状況を伝えている。
- (146) 産業組合中央会『利用組合に関する調査』244ページ。
- (147) 『喬木村誌』181、198ページ。
- (148) 木下俊一「富田診療所の開設」『伊那』1985年3月、伊那史学会、24-5ページ。また、『産業組合製糸』1934年12月号の「組合製糸を築く人々（木下照一君）」も参照。
- (149) 富田館『沿革誌』48ページ。
- (150) この申請は「衛生・防災」に分類されている。『公文編冊 産業組合設備変更 大正12年』。この時どのような定款変更があったのか、なかったのかについては確認できていない。
- (151) 「工女の健康問題」は極めて重大な問題であって、当時も関係方面で盛んな議論がなされた。営業製糸においても医療機関を付設するところがみられた。『長野県政史』第二巻、275ページ。
- (152) 木下、前掲論文、24ページ。
- (153) 産業組合中央会『第七回全国医療利用組合及連合会調査』22-3ページ。
- (154) 産業組合中央会『利用組合に関する調査』では、「2割引き」となっており、『沿革誌』の34年の項で「利用料引き下げ」が書かれており、『沿革誌』の医療事業に関する記述では「3割引き」となっている。
- (155) 木下、前掲論文、23-4ページ。
- (156) 富田館『沿革誌』49ページ。
- (157) 同上、25ページ。
- (158) 『利用組合に関する調査』245ページ。
- (159) 長野県厚生農業協同組合連合会『長野県農協医療運動史』1968年、67-8ページ。また、長野県医師会『長野県医師会史』1966年、284-9ページ。
- (160) 報徳社が富田にも存在したことは、『喬木村誌』にも記念碑の項で記述があるが、喬木村歴史民俗資料館の黒川良一氏からの私信で確認した。なお、八木繁樹『報徳運動百年のあゆみ』（増補改訂版）1987年、緑蔭書房、の大日本報徳社所属一覧には、小川報徳社の名はみえるが、喬木報徳社はみあたらない。下伊那地方が報徳社運動の盛んな地域であったことはこの一覧表から明らかである。また、現天龍社の庭にその像がある初代会長北原阿智之助と二代会长木下照一の功績顕彰にあたっての趣意書に「経済と道徳の併進」の語があることから窺い知ることができる（趣意書は『繭と絹の歴史』328ページ）。木下照一は富田館の

- 中心人物であったことも銘記すべきである。
- (161) 木下, 前掲論文, 24ページ。『長野県農協医療運動史』などは, 農業会統合とともに医療事業は閉鎖されたとしている。

(付記) 本稿は, 昭和62年度科学研究費補助金奨励研究(A)をうけた「戦前昭和期医療利用組合の発展過程に関する研究」の一部である。

(1989年1月12日受理)